

**地域密着型サービス事業者  
集団指導資料  
(共通事項)**

令和元年度版  
福岡県介護保険広域連合

# 地域密着型サービス事業者集団指導資料（令和元年度版）

## 共通事項目次

### 【監査指導係】

介護サービス事業者等指導監督実施方針	P 1
地域密着型サービス事業所等の事業に関する事項	P 3
福岡県介護保険広域連合介護保険サービス事業者等指導要綱	P 4
福岡県介護保険広域連合介護保険サービス事業者等監査要綱	P 9
福岡県介護保険広域連合介護サービス事業者業務管理体制確認検査実施要項	P 13
福岡県介護保険広域連合における行政処分等の実施に関する基準	P 15
前年度における介護サービス事業者等の行政処分（福岡県内例）	P 20
介護保険事業所における事故発生時の報告取扱い要領	P 24
高齢者虐待防止・身体拘束廃止	P 29
・高齢者福祉施設等における虐待を防ぎましょう（福岡県パンフレット）	
・身体拘束に関する説明書・経過観察記録等	
被災状況報告	P 32
防火安全対策	P 34
感染症対策等について	P 35
介護保険関連情報の把握について	P 37

### 【指定係】

諸手続きの電子申請への移行について	P 38
福岡県介護保険広域連合地域密着型サービス事業者指定更新申請手続について	P 39
地域密着型サービス事業者等の指定内容及び加算の変更等について	P 42
地域密着型サービス費の請求に関する手引きについて	P 45
介護サービス事業者の業務管理体制の整備及び届出について	P 47
地域密着型サービス事業者等の指定等に関する規則第2条ただし書に要する取扱要綱について	P 51

# 地域密着型サービス事業者等指導監督実施方針

## 1 指導及び監査等の根拠

### (1) 地域密着型サービス事業者（介護予防含む）

介護保険法（平成9年法律第123号）第23条、第78条の7、第115条の17、  
第115条の33

### (2) 介護予防・生活支援サービス事業者（訪問型サービス、通所型サービス）

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の7

## 2 指導及び監査の対象

指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者

※今年度より、当広域連合指定の全ての地域密着型サービス事業者（介護予防含む）を  
対象として、6年に1回以上の実地指導を実施する  
（実地指導のタイミングは指定更新前予定）

## 3 目的

### (1) 介護保険法の規定に基づく適正な保険給付の確保

### (2) 事業に係る条例、規則、要綱及び基準（※）の遵守

※・「福岡県介護保険広域連合指定地域密着型サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年条例第1号）」  
・「福岡県介護保険広域連合指定地域密着型サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する規則（平成25年規則第1号）」  
・「福岡県介護保険広域連合指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する規則（平成19年規則第11号）」  
・「福岡県介護保険広域連合指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する規則 第2条ただし書に関する取扱要綱（平成23年告示第48号）」  
・「福岡県介護保険広域連合訪問介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する要綱（平成27年3月30日告示第8号）」  
・「福岡県介護保険広域連合訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する要綱（平成27年3月30日告示第9号）」  
・「福岡県介護保険広域連合通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する要綱（平成27年3月30日告示第10号）」  
・「福岡県介護保険広域連合通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する要綱（平成27年3月30日告示第11号）」  
・「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）」  
・「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）」

### (3) 利用者本位のサービス提供の確保等の観点に立ち指導等を行う。なお、第7期介護保険事業計画の実施に伴い、その趣旨を踏まえた指導等を併せて行うものとする。

## 4 実施方法

### (1) 集団指導

広域連合内の指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者を対象に講習会形式で実施する。

### (2) 実地指導

介護保険等の理解、考え方等を周知し、介護報酬の誤った請求等の未然防止、利用者への適切な介護サービスの提供を図ることを目的として、事業者の育成の観点から必要な指導を行うものとする。

### (3) 実地検査（監査）

指定基準違反や不正請求等が疑われる場合に指定基準や報酬請求の内容等について関係資料をもとに把握し、介護保険法に定められた権限行使するものとする。

### (4) 介護サービス事業者（法人）に係る業務管理体制の監督における「一般検査」及び「特別検査」（介護保険法改正（平成21年5月1日施行））

一般検査については、指定更新の際に書面で確認するとともに、実地指導の際に併せて実施する。特別検査は、実地検査を実施した場合に併せて実施する。

## 地域密着型（介護予防）サービスの事業に関する事項

### 1 地域密着型（介護予防）サービスの事業の基準

#### （介護保険法第78条の3～4、第115条の13～14）

事業者は、条例、規則、要綱及び基準（1頁※）に従い、要介護者（要支援者）の心身の状況等に応じて適切な地域密着型（介護予防）サービスを提供するとともに、自らその提供する地域密着型（介護予防）サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に地域密着型（介護予防）サービスを受ける者の立場に立ってこれを提供するよう努めなければならない。

### 2 基準の性格

- (1) 基準は、事業の目的を達成するために必要な最低基準である。事業者は、基準を充足することで足りるとすることなく、常にその事業の運営の向上に努めなければならない。
- (2) 基準を満たさない場合は、指定を受けられない又は更新を受けられない。
- (3) 運営開始後、基準違反等が明らかになった場合には、広域連合長は、期限を定めて基準を遵守する勧告を行い、期限内に勧告に従わなかったときは、事業者名、勧告に至った経緯、当該勧告に対する対応等を公表でき、正当な理由なく、当該勧告に係る措置をとらなかつたときは、期限を定めて当該勧告に係る措置をとるよう命令することができる。その命令をした場合には、事業者名、命令に至った経緯等を公表する。（介護保険法第78条の9、第115条の18、第115条の45の8）

命令に従わなかつた場合には、当該指定を取り消すこと、又は取り消しを行う前に期限を定めて指定の全部若しくは一部の効力を停止すること（不適正なサービスが行われていることが判明した場合、当該サービスに関する介護報酬の請求を停止させること等）ができる。（介護保険法第78条の10、第115条の19、第115条45の9）

ただし、不正な手段により指定を受けた時や悪質な不正請求等の場合は、直ちに指定を取り消すこと又は指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

## 福岡県介護保険広域連合介護保険サービス事業者等指導要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、福岡県介護保険広域連合（以下「広域連合」という。）が介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第23条又は健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第23条の規定による居宅サービス等（居宅サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援、施設サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス及び介護予防支援をいう。以下同じ）を担当する者若しくは保険給付に係る法第45条第1項に規定する住宅改修を行う者又はこれらの者であった者（以下「居宅サービス実施者等」という。）に対して行う保険給付に関する文書の提出など及びそれに基づく措置として、居宅サービス等を行った者又はこれを使用する者に対して行う保険給付及び予防給付（以下「介護給付等」という。）に係る居宅サービス等（以下「介護給付等対象サービス」という。）の内容並びに介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求に関する指導について、基本的事項を定めることにより、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、介護保険サービス事業者等の支援を基本とし介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

### (指導方針)

第2条 指導は、居宅サービス実施者等、指定居宅サービス事業者等、指定地域密着型介護サービス事業者等、指定居宅介護支援事業者等、指定介護老人福祉施設開設者等、介護老人保健施設開設者等、介護医療院の開設者等、旧指定介護療養型医療施設開設者等、指定介護予防サービス事業者等、旧指定介護予防サービス事業者等、指定地域密着型介護予防サービス事業者等及び指定介護予防支援事業者等（以下「サービス事業者等」という。）に対し、法令、通達及び指導に関する基準等に定める介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを方針とする。

(指導形態等)

第3条 指導の形態は、次のとおりとする。

(1) 集団指導

集団指導は、広域連合が指定の権限を持つ指定地域密着型介護サービス事業者等、指定居宅介護支援事業者等、指定地域密着型介護予防サービス事業者等及び指定介護予防支援事業者等（以下「広域連合指定サービス事業者等」という。）に対し必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

広域連合が集団指導を実施した場合には、福岡県に対し、当日使用した資料を送付する等、情報提供を行う。

(2) 実地指導

実地指導は、広域連合が次の形態により、指導の対象となるサービス事業者等の事業所において実地に行う。

ア 広域連合が単独で行うもの（以下「一般指導」という。）

イ 厚生労働省、都道府県又は他の保険者と広域連合が合同で行うもの（以下「合同指導」という。）

(3) 呼出指導

呼出指導は、広域連合の本部、支部または市町村において、指導の対象となるサービス事業者等に対して行う。

(指導対象の選定)

第4条 指導は全てのサービス事業者等を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、選定については一定の計画に基づいて実施する。

(1) 集団指導の選定基準

集団指導の選定については、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び過去の指導事例等に基づく指導内容に応じて選定する。

(2) 実地指導の選定基準

ア 一般指導

(ア) 一般指導は、毎年度、国の示す指導重点事項に基づき、広域連合がサー

ビス事業者等を選定する。

- (1) その他、広域連合が特に一般指導を要すると認めるサービス事業者等を対象に実施する。

イ 合同指導

合同指導は、一般指導の対象としたサービス事業者等の中から選定する。

- (3) 呼出指導の選定基準

呼出指導の対象事業所は、特に指導を要すると認められる事業所を中心として選定する。

- (4) 都道府県と広域連合の連携

都道府県と広域連合は互いに連携を図り、必要な情報交換を行うことで適切な集団指導及び実地指導の実施に努めるものとする。

(指導方法等)

第5条 指導方法等は、次のとおりとする。

- (1) 集団指導の方法

ア 指導通知

広域連合は、指導対象となる広域連合指定サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該広域連合指定サービス事業者等に通知する。

イ 指導方法

集団指導は、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び過去の指導事例等について講習等の方式で行う。

なお、特段の事由により、集団指導に欠席した広域連合指定サービス事業者等には、当日使用した必要書類を配布する等、必要な情報提供に努めるものとする。

- (2) 実地指導の方法

ア 指導通知

広域連合は、指導対象となるサービス事業者等を決定したときは、次に掲げる事項を文書により当該サービス事業者等に通知する。

ただし、指導対象となる事業所において高齢者虐待が疑われているなどの

理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知するものとする。

(ア) 実地指導の根拠規定及び目的

(イ) 実地指導の日時及び場所

(ウ) 指導担当者

(エ) 出席者

(オ) 準備すべき書類等

イ 指導方法

実地指導は、関係者から関係書類等を基に説明を求め面談方式で行う。

ウ 指導結果の通知等

実地指導の結果、改善を要すると認められた事項及び介護報酬について過誤による調整を要すると認められた場合には、後日文書によってその旨の通知を行うものとする。

エ 報告書の提出

広域連合は、当該サービス事業者等に対して、文書で通知した事項について、文書により報告を求めるものとする。

(3) 呼出指導の方法

呼出指導の方法については(2)に準じる。

(監査への変更)

第6条 実地指導中に以下に該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに「福岡県介護保険広域連合介護保険サービス事業者等監査要綱」に定めるところにより監査を行うことができる。

- (1) 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合
- (2) 報酬請求に誤りが確認され、その内容が、著しく不正な請求と認められる場合

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は広域連合長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

## 福岡県介護保険広域連合介護保険サービス事業者等監査要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、福岡県介護保険広域連合長（以下「広域連合長」という。）が、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第76条、第76条の2、第77条、第78条の7、第78条の9、第78条の10、第83条、第83条の2、第84条、第90条、第91条の2、第92条、第100条、第103条、第104条、第114条の2、第114条の5、第114条の6、第115条の7、第115条の8、第115条の9、第115条の17、第115条の18、第115条の19、第115条の27、第115条の28及び第115条の29並びに健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第112条、第113条の2及び第114条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者等、指定地域密着型サービス事業者等、指定居宅介護支援事業者等、指定介護老人福祉施設開設者等、介護老人保健施設開設者等、介護医療院の開設者等、旧指定介護療養型医療施設開設者等、指定介護予防サービス事業者等、旧指定介護予防サービス事業者等、指定地域密着型介護予防サービス事業者等及び指定介護予防支援事業者等（以下「サービス事業者等」という。）に対して行う介護給付若しくは予防給付（以下「介護給付等」という。）に係る居宅サービス等（以下「介護給付等対象サービス」という。）の内容並びに介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求に関する監査に関する基本的事項を定めることにより、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

### (監査方針)

第2条 監査は、サービス事業者等の介護給付等対象サービスの内容について、都道府県、他保険者及び当広域連合が条例で定める介護給付等対象サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に従っていないと認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は介護報酬の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係

を的確に把握し、公正かつ適切な措置を探ることを主眼とする。

(監査対象となるサービス事業者等の選定基準)

第3条 監査は、下記に示す情報を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要があると認める場合に行うものとする。

(1) 要確認情報

- ア 通報・苦情・相談等に基づく情報
- イ 国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情
- ウ 連合会・他保険者からの通報情報
- エ 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す事業者
- オ 介護保険法第115条の35第4項の規定に該当する報告の拒否等に関する情報

(2) 実地指導において確認した情報

介護保険法第23条及び第24条により指導を行った広域連合又は他保険者若しくは都道府県がサービス事業者等について確認した指定基準違反等

(監査方法等)

第4条 監査方法等は次の各号により行う。

(1) 報告等

広域連合長は、指定基準違反等の確認について必要があると認めるときは、サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは当該サービス事業者等の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査（以下「実地検査等」という。）を行うものとする。

ア 広域連合長による実地検査等

広域連合長は、指定権限が都道府県にある指定居宅サービス事業者等、指定介護老人福祉施設開設者等、介護老人保健施設開設者等、介護医療院の開設者等、旧指定介護療養型医療施設開設者等、指定介護予防サービス事業者等について、実地検査等を行う場合、事前に実施する旨の情報提供を都道府県知事に対し行うものとする。

イ 広域連合長は、指定基準違反と認めるとときは、文書によって都道府県に通知を行うものとする。なお、都道府県と広域連合が同時に実地検査等を行っている場合には、省略することができるものとする。

(2) 監査結果の通知等

ア 監査の結果、改善勧告にいたらない軽微な改善を要すると認められた事項については、後日文書によってその旨の通知を行うものとする。

イ 報告書の提出

広域連合長は、当該サービス事業者等に対して、文書で通知した事項について、文書により報告を求めるものとする。

(3) 都道府県との連携

広域連合長は、指定権限が広域連合にある指定地域密着型サービス事業者等、指定居宅介護支援事業者等、指定地域密着型介護予防サービス事業者等及び指定介護予防支援事業者等（以下「広域連合指定サービス事業者等」という。）に対し、第4号の行政上の措置を行う場合には、事前に都道府県知事に情報提供を行うものとする。

(4) 行政上の措置

広域連合指定サービス事業者等に指定基準違反等が認められた場合には、法第5章に掲げる「勧告、命令等」、「指定の取消し等」、「業務運営の勧告、命令等」、「許可の取消し等」の規定に基づき行政上の措置を機動的に行うものとし、「福岡県介護保険広域連合における行政処分等の実施に関する基準」に基づき運用する。

(5) 聴聞等

監査の結果、当該広域連合指定サービス事業者等が命令又は指定の取消等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。

ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は、適用しない。

(6) 経済上の措置

ア 勧告、命令、指定の取消等を行った場合に、介護給付等対象サービスの介護報酬の請求に返還金が発生した場合は、法第22条第3項に基づき不正利

得の徴収等（返還金）を求める。

イ 命令又は指定の取消等を行った場合には、当該広域連合指定サービス事業者等に対し、原則として、法第22条第3項の規定により返還額に100分の40を乗じて得た額を支払わせるよう指導するものとする。

(7) 刑事告発

特に悪質と認める不正請求や虚偽報告、検査忌避等については刑事告発を検討する。

(その他)

第5条 広域連合長は、法第197条第2項の規定に基づき、監査及び行政措置の実施状況について、厚生労働省に報告を行う。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は広域連合長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

## 福岡県介護保険広域連合介護サービス事業者業務管理体制確認検査実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の33及び第115条の34の規定に基づき、法第115条の32第2項により福岡県介護保険広域連合長に業務管理体制の整備に関する事項を届け出るとされた介護サービス事業者における業務管理体制に係る確認検査の方法等を定めることにより、その的確かつ効果的な検査の実施及び均一な検査水準の確保を図ることを目的とする。

### (検査体制)

第2条 検査は、事業課が実施する。

### (検査の種別)

第3条 検査の種別は次のとおりとする。

- (1) 一般検査 届出のあった業務管理体制の整備及び運用状況を確認するために、定期的に行う検査とする。
- (2) 特別検査 指定介護サービス事業所等の指定取消相当等の事案が発覚した場合に、隨時行う検査とする。

### (検査の実施方法)

第4条 一般検査及び特別検査の実施方法については、次のとおりとする。

- (1) 一般検査 法第115条の33第1項の規定に基づき、業務管理体制の整備について、書面による報告若しくは書類の提示を求め、又は対象となる介護サービス事業者の事業所など一定の場所において面談により報告を求め、若しくは質問することにより実施する。なお、報告の内容に不備が、認められ、その改善が見込まれない場合は、当該介護サービス事業所の本部等に立ち入り、業務管理体制の整備及び運用状況を確認する。
- (2) 特別検査 介護サービス事業所等の指定取消相当事案が発覚した場合に、当該介護サービス事業者の本部等に立ち入り、業務管理体制の整備状況及び組織的関与の有無を確認する。

(検査後の行政上の措置)

第5条 検査の結果、法第115条の32第1項に規定する基準の違反が認められた場合には、法第115条の34に定める「勧告、命令等」の規定に基づき、行政上の措置を行うものとする。

(関係機関との連携)

第6条 必要に応じて、関係行政機関の協力を求めるなど、効率的かつ効果的な検査の実施に努めるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

## 福岡県介護保険広域連合における行政処分等の実施に関する基準

### (目的)

第1条 この基準は、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）に規定する勧告、命令、指定の全部又は一部の効力の停止及び指定の取消し（以下「行政処分等」という。）等を行う場合の事務手続きを明確にし、行政処分等の手続きの公平性を確保するとともに透明性の向上を図り、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者、第一号通所事業者及び第一号訪問事業者（以下「サービス事業者等」という。）に対して、この基準に従い行政処分等を行うことにより、給付適正化を厳格に推進するとともに、利用者保護に資することを目的とする。

### (行政処分等の是非)

第2条 介護保険法に基づき実地検査を行った場合は、その結果の内容を精査したうえ、別紙1もしくは別紙2の基準に従い行政処分等の是非を判断することとする。なお、高齢者虐待等に係る実地検査を行った場合は、実地検査の結果及び市町村で実施された虐待ケース会議の結果を照らし合わせたうえで個別に判断することとする。

### (行政処分等の種別ごとの運用等)

第3条 第2条の手法により、行政処分等をすることが適当であると判断した場合は、行政処分等の種別ごとに、以下のとおり運用することとする。

#### (1) 改善勧告

改善勧告をサービス事業者等に行う際は、基準を遵守すべきことを勧告し、期限を定め文書により改善結果の報告を求めるとしている。福岡県介護保険広域連合が改善結果の報告を受けた際に、改善状況を確認することが必要だと判断した場合は、実地指導等により確認することができるとしている。勧告を受けたサービス事業者等において、期限内にこれに従わなかった場合は、その旨を公表することができるものとする。

#### (2) 改善命令

改善勧告を受けたサービス事業者等が正当な理由なく、その勧告に係る措置を取らなかつた場合で必要があると認めるときは、期限を定めて、その勧

告に係る措置をとるよう命じることができる。広域連合長は、改善命令を行ったときは、その旨を公示し当該情報を公表することとする。

(3) 指定の全部又は一部の効力の停止もしくは指定の取消

改善命令を受けたサービス事業者等が正当な理由なく、定められた期限内にその命令に係る措置を取らなかった場合は、その状況を精査し期間を定めて指定の全部又は一部の効力の停止もしくは指定の取消を行うことができるものとする。広域連合長は、指定の全部又は一部の効力の停止もしくは指定の取消を行ったときは、その旨を公示し当該情報を公表することとする。

(行政処分等の手続き)

第4条 行政処分等の手続きは、次に掲げる各号により実施する。

(1) 趣旨

広域連合長が行政処分等を行うときは、この基準、行政手続法（平成5年11月12日法律第88号）、福岡県介護保険広域連合行政手続条例（平成19年7月26日条例第12号）並びに福岡県介護保険広域連合聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成19年7月26日規則第10号）の規定により行う。

(2) 手続きの開始

広域連合長は、介護報酬の不正請求、不適切なサービスの提供等がみとめられたとき、もしくは、その他広域連合長が必要と認めるときは、行政処分等の手続きを開始し、その事案の調査結果の内容を記載した監査調書等を作成する。

(3) 聴聞及び弁明の機会の付与

行政処分等を行うときは、次のいずれかの方法によりサービス事業者等の意見陳述の機会を設けることとする。

ア 指定の全部又は一部の効力の停止もしくは指定の取消を行うときは、聴聞を行う。

イ 上記以外の場合においては、必要に応じ弁明の機会を設ける。ただし、公益上、緊急に不利益処分をする必要がある場合や、課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名宛人となるべき者の意見をあらかじめ聞くことを要しないものとして行政手続法施行令（平成6年8月5日政令第265号）で定める処分をしようとするときは、この規定は適用しない。

#### (4) 聴聞

聴聞は、福岡県介護保険広域連合行政手続条例第19条により選任されたものが主宰し、聴聞を行うにあたっては、福岡県介護保険広域連合行政手続条例並びに福岡県介護保険広域連合聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則に基づき行う。

#### (5) 弁明

弁明は、当事者が弁明を記載した書面を提出して行うものとする。弁明の機会を設けるときは、弁明書の提出期限の2週間前までに、当事者に対し弁明の機会の付与通知書を交付し行う。弁明の機会を付与するにあたっては、福岡県介護保険広域連合行政手続条例並びに福岡県介護保険広域連合聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則に基づき行う。

#### (行政処分等の決定)

第5条 行政処分等の決定に当たっては、聴聞の結果又は弁明書の内容を十分に考慮したうえ、行うこととする。行政処分等を行うことを決定したときは、サービス事業者等に対し行政処分等の内容、根拠条項及び行政処分等を行う理由を明記した行政処分通知書を交付する。

#### (審査請求の制限)

第6条 行政手続法第27条により、聴聞の規定に基づく処分については、審査請求をすることができない。

#### (関係機関への通知)

第7条 広域連合長は、指定の全部又は一部の効力の停止もしくは指定の取消を行ったときは、厚生労働省、福岡県、関係市町村及び福岡県国民健康保険団体連合会等に通知する。

①不正請求等による行政処分等基準

別紙1

I 利用者被害・公益侵害の程度		基準値	点数	採点	備考
(1)違法行為	架空請求		4点		※複数に当たる場合は高いものとする
	水増請求		3点		
	加算要件不備・減算についての不正請求		1点		
(2)金額	不正若しくは過失による請求額が事業所の年間収入(介護報酬+利用者負担額)に占める割合が大きい	概ね10%以上	2点		
	不正若しくは過失による請求額が事業所の年間収入(介護報酬+利用者負担額)に占める割合が小さい	概ね10%未満	1点		
II 故意性		基準値	点数	採点	備考
(1)故意性	故意又は重大な過失に基づく行為		2点		
	軽過失に基づく行為		1点		
	いずれでもない、判定不能		0点		
III 不正行為の継続性		基準値	点数	採点	備考
(1)継続性	不正行為の継続が特に長い	2年以上	3点		
	不正行為の継続が長い	1年以上2年未満	2点		
	不正行為の継続が中程度	3ヶ月以上1年未満	1点		
	不正行為の継続が短い	3ヶ月未満	0点		
IV 組織体質		基準値	点数	採点	備考
(1)組織関与	役員等が実行又は関与(指示)していた		3点		
	役員等が不正行為を認識しながら黙認していた		1点		
	役員等が実行又は関与していない		0点		
V 改善可能性		基準値	点数	採点	備考
(1)対処姿勢	監査時に虚偽報告・虚偽答弁の事実が認められた		3点		
	監査時以外に、虚偽報告や答弁、検査の忌避や隠蔽などがあった		2点		
	速やかな報告・改善措置はなかったものの、虚偽報告・答弁や忌避・隠蔽はない		1点		
	事業所として不正行為の事実を知り得た時点で速やかに報告又は改善措置を取った		0点		
(2)過去履歴	過去5年間に、同一の不正行為について、命令又は指定の効力停止処分を受けている		3点		
	過去5年間に、不正行為を主導した者が他の事業所で不正行為を主導したことがあり、その事業所が当該不正行為により行政処分を受けている		1点		
	過去5年間に、同一の不正行為について行政指導(勧告含む)を受けている		2点		
	過去5年間に、監査まではいかないものの、実地指導等により同一の不正行為について自主返還をしたことがある		1点		
	過去5年間に、別の不正行為について、命令又は指定の効力停止処分を受けている		2点		

合計	0点
----	----

2点以下	勧告までに至らない改善報告書の提出
3点~5点	改善勧告
6点~7点	効力停止(一部1~6ヶ月)
8点~9点	効力停止(全部1~6ヶ月)
10点以上	取消

②不正の手段(虚偽申請)による行政処分等基準

別紙2

I 利用者被害・公益侵害の程度		基準値	点数	採点	備考
(1) 申請の瑕疵	明らかに勤務できない者の名義を使用して指定申請を行うなど、申請に重大明白な瑕疵があった		3点		
	指定申請時の勤務予定者が勤務できなくなったが、申請の変更を行わず、そのまま指定を受けた		1点		
(2) 問題の解消		事業開始後も人員基準違反等の状態が継続していた	1点		
		事業開始時点では人員基準違反等の状態が解消されていた	0点		
II 故意性		基準値	点数	採点	備考
(1) 故意性	故意又は重大な過失に基づく行為		2点		
	軽過失に基づく行為		1点		
	いずれでもない、判定不能		0点		
III 組織体質		基準値	点数	採点	備考
(1) 組織関与	役員等が実行又は関与(指示)していた		3点		
	役員等が不正行為を認識しながら黙認していた		1点		
	役員等が実行又は関与していない		0点		
IV 改善可能性		基準値	点数	採点	備考
(1) 対処姿勢	監査時に、虚偽報告・虚偽答弁の事実が認められた		3点		
	監査時以外に、虚偽報告や答弁、検査の忌避や隠蔽などがあった		2点		
	速やかな報告・改善措置はなかったものの、虚偽報告・答弁や忌避・隠蔽はない		1点		
	事業所として不正行為の事実を知り得た時点で速やかに報告又は改善措置を取った		0点		
(2) 過去履歴	過去5年間に、同一の不正行為について、命令又は指定の効力停止処分を受けている		3点		
	過去5年間に、不正行為を主導した者が他の事業所で不正行為を主導したことがあり、その事業所が当該不正行為により行政処分を受けている		1点		
	過去5年間に、同一の不正行為について行政指導(勧告含む)を受けている		2点		
	過去5年間に、監査まではいかないものの、実地指導等により同一の不正行為について自主返還をしたことがある		1点		
	過去5年間に、別の不正行為について、命令又は指定の効力停止処分を受けている		2点		
V 不正請求の併存		基準値	点数	採点	備考
(1) 違法行為	架空請求		4点		※複数に当てはまる場合は高いものとする
	水増請求		3点		
	加算要件不備・減算についての不正請求		1点		
(2) 金額	不正請求額が事業所の年間収入(介護報酬+利用者負担額)に占める割合が大きい	概ね10%以上	2点		
	不正請求額が事業所の年間収入(介護報酬+利用者負担額)に占める割合が小さい	概ね10%未満	1点		
VI 不正行為の継続性		基準値	点数	採点	備考
(1) 継続性	不正行為の継続が特に長い	3年以上	3点		
	不正行為の継続が長い	1年以上3年未満	2点		
	不正行為の継続が中程度	3ヶ月以上1年未満	1点		
	不正行為の継続が短い	3ヶ月未満	0点		

合計 0点

3点以下	勧告までに至らない改善報告書の提出
4点~6点	改善勧告
7点~8点	効力停止(一部1~6ヶ月)
9点~10点	効力停止(全部1~6ヶ月)
11点以上	取消

# 介護サービス事業者等の行政処分（福岡県内）

平成30年度

## 処分1

### 1 処分年月日

平成30年6月1日

### 2 処分内容

#### 指定訪問介護・指定第一号訪問事業

指定居宅サービス事業所の全部効力の停止（1か月）及び指定第一号訪問事業所の全部効力の停止（1か月）

### 3 行政庁

北九州市長

### 4 サービスの種別

訪問介護・第一号訪問介護

### 5 処分事由

（1）介護保険法における福祉に関する法律で政令に定めるものに違反（法第77条第1項第10号及び法第115条の45の9第6号）

北九州市予防給付型訪問サービス事業所と一体的に運営されている障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「支援法」）に基づく指定居宅介護及び重度訪問介護事業所において、支援法第50条第1項第3号から第5号及び第8号に該当する違反行為があったことが、介護保険法における福祉に関する法律で政令に定めるものに違反したことに該当するもの。

## 処分2

### 1 処分年月日

平成30年8月1日

### 2 処分内容

#### （1）指定福祉用具貸与・指定介護予防福祉用具貸与

指定居宅サービス事業所の指定取消し、指定介護予防サービス事業所の指定取消し

#### （2）指定特定福祉用具販売・指定特定介護予防福祉用具販売

指定居宅サービス事業所の指定取消し、指定介護予防サービス事業所の指定取消し

### 3 行政庁

北九州市長

### 4 サービスの種別

福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与、福祉用具販売、介護予防福祉用具販売

## 5 処分事由

### (1) 指定福祉用具貸与・指定介護予防福祉用具貸与

- ① 不正の手段による指定（法第77条第1項第9号及び法第115条の9第1項第8号）

新規指定にあたり、福祉用具専門相談員をあたかも人員基準を満たすように配置する予定であるかのように装うため、虚偽の人事関係書類（雇用予定証明書、勤務予定表）により指定を受けたため。

### (2) 指定特定福祉用具販売・指定特定介護予防福祉用具販売

- ① 不正の手段による指定（法第77条第1項第9号及び法第115条の9第1項第8号）

新規指定にあたり、福祉用具専門相談員をあたかも人員基準を満たすように配置する予定であるかのように装うため、虚偽の人事関係書類（雇用予定証明書、勤務予定表）により指定を受けたため。

- ② 不正又は著しく不当な行為（法第77条第1項第11号及び法第115条の9第1項第10号）

平成29年5月から平成30年2月までの間、特定福祉用具を販売していないにもかかわらず、虚偽の「介護保険居宅介護（支援）福祉用具購入費支給申請書（受領委任払）」を作成し、不正な報酬請求を行ったため。

- ③ 運営基準違反（法第77条第1項第4号及び法第115条の9第1項第3号）

平成29年5月から平成29年12月までの間、特定福祉用具を販売した際に、利用者負担の2分の1程度の金額しか支払を受けていないため。

## 処分3

### 1 処分年月日

平成30年12月27日

### 2 処分内容

#### (1) 指定地域密着型通所介護・指定第一号通所介護

指定地域密着型サービス事業所の指定取消し及び指定第一号通所介護事業所の指定取消し

#### (2) 指定居宅介護支援

指定居宅介護支援事業所の指定の全部の効力停止（3か月）

### 3 行政庁

福岡市長

### 4 サービスの種別

指定地域密着型通所介護・指定第一号通所介護・指定居宅介護支援

### 5 処分事由

#### (1) 指定地域密着型通所介護・指定第一号通所介護

- ① 不正請求（法第78条の10第1項第8号及び第115条の45の9第1項

## 第2号)

看護職員の人員基準を満たしていない場合には、介護給付費等を減算して請求しなければならないが、これを行わず、満額で介護給付費等を請求、受領し、また、各種加算の要件を満たしていないにもかかわらず、加算金を請求、受領したもの。

- ② 不正の手段による指定(法第78条の10第1項第11号及び第115条の45の9第1項第5号)

事業所開設時の指定申請の際、指定を受けるために必要な職員数を充足しているかのような書類を提出し、指定を受けたもの。

## (2) 指定居宅介護支援

- ① 不正請求(法第84条第1項第6号)

ケアプランの実施状況に関する記録を作成していないなど適切な運営がなされていなかったにもかかわらず、請求にあたって減算せずに満額の介護給付費等を請求し、受領したもの。

## 処分4

### 1 処分年月日

平成30年10月31日

### 2 処分内容

#### 指定地域密着型通所介護・介護予防通所介護相当サービス

指定地域密着型サービス事業所の指定取消し及び介護予防通所介護相当サービスの指定取消し

### 3 行政庁

福岡県介護保険広域連合長

### 4 サービスの種別

指定地域密着型通所介護・介護予防通所介護相当サービス

### 5 処分事由

- (1) 不正請求(介護保険法第78条の10第1項第8号、第115条の45の9第1項第2号)

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の7により行うべき利用申込者への説明及び同意を得ておらず、同基準第27条により行うべき地域密着型通所介護計画を作成していない、また、同基準第3条の18第2項により行うべきサービスの提供の記録を作成していないにも関わらず、平成28年4月から平成30年2月までの介護給付費を不正に請求受領したもの。

- (2) 虚偽報告(介護保険法第78条の10第1項第9号、第115条の45の9第1項第3号)

監査時及び監査後に、利用者との契約書、重要事項説明書、介護計画、介護記録等の書類を、過去から作っていたという体裁で提出したもの。

(3) 虚偽答弁（介護保険法第78条の10第1項第10号、第115条の45の9第1項第4号）

監査時に利用者との契約書、重要事項説明書、介護計画、介護記録等の書類作成時期などを確認したところ、書面の日付どおりに書類を作成し、利用者に対して説明をしていると虚偽の答弁をしたもの。

## 介護保険事業所における事故発生時の報告取扱い要領

平成27年5月1日改正

福岡県介護保険広域連合

### 1. 対象

介護保険指定事業者が行う介護保険適用サービスとする。(介護予防を含む。)

(指定通所介護及び指定認知症対応型通所介護においては、事業所の設備を利用し、提供する夜間及び深夜の指定通所介護及び指定認知症対応型通所介護以外のサービスを含む)

### 2. 報告の範囲

各省令等の該当条項等の「利用者に対する各サービスの提供により事故が発生した場合」については、直接介護を提供していた場合のみでなく、次の場合を含む。

- (1) 利用者が当該事業所又は施設内にいる間に起ったもの
- (2) 利用者の送迎中に起ったもの
- (3) その他サービスの提供に密接な関連があるもの

### 3. 報告すべき事故の種類

- (1) 報告すべき事故の種別は、次の内容とする。

転倒、転落、接触、異食、誤嚥、誤薬、食中毒、感染症(インフルエンザ等)、交通事故、徘徊(利用者の行方不明含む)、職員の違法行為・不祥事、高齢者虐待、その他

- (2) 報告すべき事故における留意点

①介護サービスの提供による利用者のけが又は死亡事故の発生

- ・けがの程度については、医療機関における受診(施設内における受診を含む。)を要したものを報告すること。
- ・事業者側の過失の有無は問わない。(利用者の自己過失によるけがの場合も医療機関の受診を要した場合は報告すること。)
- ・死亡については、死亡診断書で、老衰、病死等の主に加齢を原因とするもの以外の死因が記載されたものを報告すること。
- ・利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に嫌疑が生じる可能性のあるとき(トラブルになる可能性があるとき)は報告すること。

②食中毒及び感染症等(ノロウイルス、インフルエンザ、疥癬等)の発生

次の要件に該当する場合は、広域連合への報告と併せて管轄の保健所に報告し、指導を受けること。

〈報告要件〉

- イ 同一の感染症若しくは食中毒による、又はそれらによると疑われる死亡者、又は重篤な患者が1週間以内に2人以上発症した場合
- ロ 同一の有症者等が10人以上又は全利用者の半数以上発症した場合
- ハ イ又はロに掲げる場合のほか、通常の発生動向を上回る感染症の発生が疑われ、特に管理者等が必要と認めた場合

③職員の法令違反及び不祥事等の発生

サービス提供に関連して発生したものであって、利用者に損害を与えたもの。

例えば、利用者の個人情報の紛失、送迎時の利用者宅の家屋の損壊、飲酒運転、預かり金の紛失や横領などをいう。

④高齢者に対する虐待、若しくはそれが疑われる事例の発生

職員による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合。

⑤施設等の管理上の事故の発生、災害被災によって利用者に影響を与えた場合

- ・施設内での火災の発生など、施設管理上の事故等により利用者に影響を与えた場合。
- ・震災、風水害及び火災等の災害により、介護サービスの提供に影響があるもの。

⑥その他報告が必要と認められる事故の発生

⑦従業者の直接行為が原因で生じた事故、従業者の介助中に生じた事故のうち、利用者の生命、身体に重大な被害が生じたもの（自殺、行方不明及び事件性の疑いがあるものを含む。）については、管轄の警察署に連絡すること。

(注) 事故報告には該当しないが、これに準ずるもの（利用者が転倒したものの、特に異常が見られずサービス提供を再開した場合や、職員による送迎時の交通違反の場合等）については、個人記録や事故に関する帳簿類等に記録するとともに、ヒヤリ・ハット事例として事業所内で検討して、再発防止を図ることが望ましい。

#### 4. 報告の時期等

- (1) 事故発生後、所要の措置（救急車の出動依頼、医師、利用者の家族等への連絡等）が終了した後、事業者は速やかに福岡県介護保険広域連合へ報告を行うこと。
  - (2) 事故の程度が大きいもの（死亡事故・交通事故・集団感染症等）については、まず、電話等により、事故の概要について報告すること。
  - (3) 報告は、おおむね事故発生後3日以内に別紙の「事故報告書」に必要事項を記載のうえ支部に持参、FAX、又は郵送で提出すること。
- ※ 対象者が、報告後に容態が急変して死亡した場合等は、再度報告書を届け出ること。

#### 5. 報告すべき内容

- (1) 事業所の名称、事業所番号、連絡先、提供しているサービスの種類
- (2) 利用者の氏名、住所、被保険者番号、年齢、要介護度及び心身の状況
- (3) 事故発生・発見の日時及び場所
- (4) 事故の概要（事故の種別、事故の結果、事故の原因等）
- (5) 事後の対応（家族や関係機関等への連絡）
- (6) その他（再発防止の方策等）

## 6. 報告の様式

別紙「事故報告書」を用いる。

基本的には利用者個人ごとに作成するが、感染症、食中毒等において、一つのケースで対象者が多数に上る場合は、事故報告書を1通作成し、これに対象者のリスト（2 対象者、4 事後の対応、各人の病状の程度、搬送先等の内容を含むこと。）を添付してもよい。

## 7. 報告先

被保険者の住所地を管轄する福岡県介護保険広域連合各支部

※ 入所者及び利用者の事故について、事業所所在地の保険者と入所者等の保険者双方へ報告すること。

支部名	電話番号	FAX番号
柏屋支部	092-652-3111	092-652-3106
遠賀支部	093-291-5266	093-291-5281
鞍手支部	0949-34-5046	0949-34-5047
朝倉支部	0946-21-8021	0946-21-8031
うきは・大刀洗支部	0943-74-5355	0943-74-5353
柳川・大木・広川支部	0944-75-6301	0944-75-6340
田川・桂川支部	0947-49-1093	0947-49-1097
豊築支部	0979-84-1111	0979-84-1116

## 8. 記録

事故の状況及び事故に際して採った処理は必ず記録し、完結後2年間は保存すること。

## 9. 上記取扱いの施行年月日

平成27年5月1日

# 介護サービスに係る事故報告書

福岡県介護保険広域連合長様

報告年月日： 年 月 日

1 事 業 所 の 概 要	(1) 開設法人名	(2) 事業所番号													
	(3) 事業所名	(管理者 )													
	(4) サービス種類	(利用者の使用したサービス名を記入)													
	(5) 事業所所在地 電話、FAX番号	〒□□□-□□□													
	電話番号			FAX番号											
	(6) 記載者氏名	(職名)													
2 対 象 者	(ふりがな) (7) 氏名	(男・女)		(8) 被保険者番号											
	(9) 生年月日	年 月 日(歳)		(10) 要介護度		支援	1	2	介	1	2	3	4	5	
	(11) 住所	〒□□□-□□□													
	(12) 連絡家族・連絡先等	(続柄)		(連絡先)											
	(13) 対象者の心身の状況 (アセスメントシート等の写しの添付でも可)														
	(14) 事故発生・発見日時	年 月 日 午前・午後 時 分頃 発生・発見													
3 事 故 の 概 要	(15) 発生・発見場所 (該当するものにチェック)	施設	□ 居室 □ トイレ □ 食堂 □ 浴室(脱衣場・洗面所) □ 階段 □ 廊下 □ 訓練室(リハビリ室) □ その他屋内( ) □ 屋外												
	居宅	( )													
	その他	( )													
	(16) 事故の種別 (複数の場合は、該当するものすべてにチェック)	<input type="checkbox"/> 転倒 <input type="checkbox"/> 転落 <input type="checkbox"/> 接触 <input type="checkbox"/> 異食 <input type="checkbox"/> 誤嚥 <input type="checkbox"/> 誤薬 <input type="checkbox"/> 食中毒 <input checked="" type="checkbox"/> 感染症(インフルエンザ等) <input type="checkbox"/> 交通事故 <input type="checkbox"/> 徘徊・行方不明 <input type="checkbox"/> 職員の法令違反、不祥事 <input type="checkbox"/> 高齢者虐待 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ( )													
	(17) 事故結果 (複数の場合は、該当するものすべてにチェック)	<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 骨折 <input type="checkbox"/> 打撲 <input type="checkbox"/> 捻挫 <input type="checkbox"/> 脱臼 <input type="checkbox"/> 切傷 <input type="checkbox"/> 擦過傷 <input type="checkbox"/> 火傷 <input type="checkbox"/> 異常なし(受診後結果) ( 傷病等の内容 ) ( その他 )													
	(18) 事故の概要、経緯、対応等 (できるだけ詳細に記載すること。 欄が不足するときは、別紙とすること)	( 入院日 退院予定日 死亡の場合…死亡日 )													
(19) 事故の原因 (該当するものにチェック)	<input type="checkbox"/> 従業者の直接行為によるもの <input type="checkbox"/> 介助中の注意不足によるもの <input type="checkbox"/> 従業者の見守り不十分によるもの <input type="checkbox"/> 福祉用具・施設設備不良 ( □ その他 )														
(20) 受診した医療機関の名称・所在地															
4 事 後 の 対 応	(21) 家族への連絡・説明	ア. 実施済 ( 月 日 時頃(誰 )が (誰 )に( )により説明 ) イ. 未(理由) ウ. 不要(身寄りのない方等)													
	(22) その他の関係機関への連絡	ア. 警察への連絡(不要・済) イ. 保健所への連絡(不要・済) ウ. その他(ケアマネ等)(不要・ )へ連絡済 裏面 ※3 参照													
5 そ の 他	(23) 再発防止のための方策														
	(24) 損害賠償等の状況	ア. 損害賠償保険利用 イ. 検討・交渉中 ウ. 賠償なし(理由 )													
	(25) 特記事項														

注)記載欄を確認しながら、記入してください。記載欄が不足する場合は、任意の別紙に記載の上、この報告書に添付してください。

## 介護サービスに係る事故報告書

福岡県介護保険広域連合長様

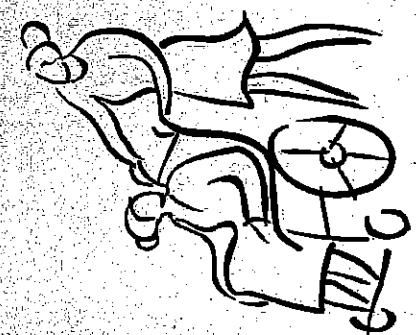
記入例

報告年月日：令和元年6月2日

事業所の概要	① 開設法人名	社会福祉法人 ○×会		② 事業所番号	40*****
	③ 事業所名	○×デイサービスセンター		(管理者)	甲野 太郎
	④ サービス種類	認知症対応型通所介護 (利用者の使用したサービス名を記入)			
	⑤ 事業所所在地	〒8***** A市B町1丁目2番3号			
	電話、FAX番号	電話番号	092-8**-****	FAX番号	092-8**-****
	⑥ 記載者氏名	甲野 太郎 (職名) 管理者			
対象者	(ふりがな)	おつやま うめ		⑧ 被保険者番号	00*****
	⑦ 氏名	乙山 ウメ (男・女)		⑩ 要介護度	支援 1 2 介 1 ② 3 4 5
	⑨ 生年月日	大正12年08月15日(95歳)		⑪ 住所	〒8***** A市C町3丁目2番1号
	⑫ 連絡家族・連絡先等	乙山 一郎 氏 (続柄) 長男 (連絡先) 092-8**-****			
	⑬ 対象者の心身の状況 (アセスメントシート等の写しの添付でも可)	軽度の認知症があり、白内障により視力が悪く、歩行が不安定のため、施設内では歩行器を使用されている。当施設の利用を始めて、まだ2週間程度(3回目の通所)。			
	⑭ 事故発生・発見日時	令和元年 6月 1日 午前・午後 1時 10分頃			
事故の概要	⑮ 発生・発見場所 (該当するものにチェック)	施設	□ 居室 ■ トイレ □ 食堂 □ 浴室(脱衣場・洗面所) □ 階段 □ 廊下 □ 訓練室(リハビリ室) □ その他屋内( ) □ 屋外		
	居宅	( )			
	その他	( )			
	⑯ 事故の種別 (複数の場合は、該当するものすべてにチェック)	<input checked="" type="checkbox"/> 転倒 <input type="checkbox"/> 転落 <input type="checkbox"/> 接触 <input type="checkbox"/> 異食 <input type="checkbox"/> 誤嚥 <input type="checkbox"/> 誤薬 <input type="checkbox"/> 食中毒 <input type="checkbox"/> 感染症(インフルエンザ等) <input type="checkbox"/> 交通事故 <input type="checkbox"/> 徘徊・行方不明 <input type="checkbox"/> 職員の法令違反、不祥事 <input type="checkbox"/> 高齢者虐待 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ( )			
	⑰ 事故結果 (複数の場合は、該当するものすべてにチェック)	<input type="checkbox"/> 死亡 <input checked="" type="checkbox"/> 骨折 <input type="checkbox"/> 打撲 <input type="checkbox"/> 捻挫 <input type="checkbox"/> 脱臼 <input type="checkbox"/> 切傷 <input type="checkbox"/> 擦過傷 <input type="checkbox"/> 火傷 <input type="checkbox"/> 異常なし(受診後結果) ( 傷病等の内容 ) ( 右大たい骨骨折 ) ( その他 )			
	⑱ 事故の概要、経緯、対応等 (できるだけ詳細に記載すること。欄が不足するときは、別紙とすること)	昼食後、トイレ前で歩行器から離れ、手すりをつたってトイレ内に自力で入ろうとされたところ、歩行器に足をひっかけて転倒された。倒れる音がしたため、看護職員が慌てて駆け寄ると、意識はあるが、起立不能で痛みを訴えられるため、骨折の疑いで救急車を呼び、1時半頃介護員が付き添い、救急車で病院に連れて行く。レントゲンを撮影し、大たい骨骨折があることが判明。現在入院治療中。			
	( 入院日 )	6/1~	( 退院予定日 )	死亡の場合…死亡日 )	
⑲ 事故の原因 (該当するものにチェック)	<input type="checkbox"/> 従業者の直接行為によるもの <input type="checkbox"/> 介助中の注意不足によるもの <input checked="" type="checkbox"/> 従業者の見守り不十分によるもの <input type="checkbox"/> 福祉用具・施設設備不良 ( □ その他 )				
⑳ 受診した医療機関の名称・所在地	△△病院 A市D町(電話092-****-****)				
事後の対応	㉑ 家族への連絡・説明	<p>Ⓐ 実施済 ( 6月 1日 午後 2時頃(誰) 管理者 ) が ( 誰 同居の長男(乙山 一郎氏) ) に( 電話 ) により説明 )</p> <p>イ. 未(理由) ウ. 不要(身寄りのない方等)</p>			
	㉒ その他の関係機関への連絡	ア. 警察への連絡 ( 不要・済 ) イ. 保健所への連絡 ( 不要・済 ) ウ. その他(ケアマネ等) ( 不要・ ) □ 居宅介護支援事業所の△△氏 ) へ連絡済 裏面 ※3 参照			
その他	㉓ 再発防止のための方策	当施設にまだ慣れない方であり、職員の手を借りず1人で動かれる傾向の強い方であったことから、十分な見守りと要所に付き添いが必要であったが不十分であった。今後特に当施設に来て間もない方にはより見守りを強化するとともに、当初のアセスメントで見守りの必要度を十分把握する。			
	㉔ 損害賠償等の状況	ア. 損害賠償保険利用 イ. 検討・交渉中 (ウ) 賠償なし(理由 見守り不十分ではあったが、ご本人の行動であったことと、事故時の当施設の対応に納得いただいたことから、ご家族は賠償を求めない意向。 )			
	㉕ 特記事項	昨日電話でA市に報告。当分入院が見込まれるため、今後も何度も見舞いに行く予定。			

注)記載欄を確認しながら、記入してください。記載欄が不足する場合は、任意の別紙に記載の上、この報告書に添付してください。

# 高齢者虐待の事例としての暴力行為を防ぐ 高齢者虐待の言及による社会をめざして



## 高齢者虐待とは？

高齢者（65歳以上の者）に対して、養護者（高齢者を原則に養護する家族、親族、同居人など）や養介護施設従事者等（高齢者福祉施設や介護保険サービス事業所等の職員等）による次のような行為を高齢者虐待といいます。（高齢者虐待防止法第2条）

<b>■身体的虐待 ■</b> 身体に外傷が生じ、又は生じるおそれがある暴行を加えること 一たどえばー <ul style="list-style-type: none"><li>●ただく、つねる、食事を無理やり口に入れる</li><li>●ベッドに縛り付けるなど</li></ul>	<b>■介護・世話の放棄・放任 ■</b> 高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること 一たどえばー <ul style="list-style-type: none"><li>●衰弱させるほど水分や食事を与えないなど</li><li>●入浴をさせない、おむつを交換しないなど</li></ul>	<b>■性的虐待 ■</b> わいせつな行為をする、又はわいせつな行為をさせること 一たどえばー <ul style="list-style-type: none"><li>●排せつの中身がしやすいとして下半身を下着のまま放置するなど</li><li>●前でおむつ交換をするなど</li></ul>
<b>■心理的虐待 ■</b> 著しい暴言又は著しく拒絶的な対応など著しい心理的外傷を与える言動を行うこと 一たどえばー <ul style="list-style-type: none"><li>●子ども扱いする、怒鳴る</li><li>●ののしる、悪口を言う</li><li>●意図的に無視するなど</li></ul>	<b>■経済的虐待 ■</b> 財産を不當に処分することなど高齢者から不當に財産上の利益を得ること 一たどえばー <ul style="list-style-type: none"><li>●本人の年金や預貯金を、本人に無断で使う</li><li>●生活に必要なお金を使わないなど</li></ul>	<b>MEMO</b> 虐待をしている自覚がないにどや、「本人のために」と思ってやっていることが虐待につながっていることもあります。 （たどえばー）

高齢者虐待は、高齢者の尊厳を傷つけ、財産や生命までも危険にさらす行為であり、高齢化が進むなかで、深刻な問題となっています。

高齢者に対する虐待を防止し高齢者の権利利益を擁護するため、平成18年4月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）が施行されました。

養介護施設（高齢者福祉施設や介護保険サービス事業所等）における高齢者虐待を防止するためには、施設等の管理者を先頭に、実際に高齢者の介護にあたる職員だけでなく、他の職員も含めた施設等全体での取組が重要です。

高齢者は、尊厳と安全の中で生活し、摂取及び身体的あるいは精神的虐待を受けないでいるべきである。  
(平成3年12月に国連総会で採択された「高齢者のための国連原則」より)

福岡県



## 身体拘束と高齢者虐待

身体拘束は、原則としてすべて高齢者虐待に該当します。  
「緊急やむを得ない場合」を除いて、身体拘束を行ふことは禁じられています。

〔市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と差別化支援について〕 厚生労働省老人局 平成16年4月より)

身体拘束の具体例

- 徘徊しないよう、車いすやベッドにひも等でしばる
- 自分で降りられないよう、ベッドを押(サイドレール)で阻む
- 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せるなど

## 養介護施設や従事者等の責務と義務

- 施設事業所の取組
- 養介護施設従事者等の研修を実施すること
  - 利用者や家族からの苦情処理体制を整備すること
  - その他高齢者虐待の防止等のための措置を講じること

(高齢者虐待防止法第20条)

### 従事者等の責務

高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、早期発見に努めなければなりません。 (高齢者虐待防止法第5条第1項)

●専心心高齢者虐待のサイン

- ・身体のあざや傷について、説明が充てまいである
- ・道具や衣服が汚れたままである
- ・居室が極めて非衛生的な状況になっている
- ・明らかに病気であるのに医師の診察を受けていないなど

●通報を行うことは守秘義務違反にはあたりません。

自分があくまで施設等で養介護施設従事者等による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに市町村に通報しなければなりません。

(高齢者虐待防止法第21条第6項)

●通報したことによる不利益な取扱い(解雇、降格、減給など)は禁止されています。

(高齢者虐待防止法第21条第7項)

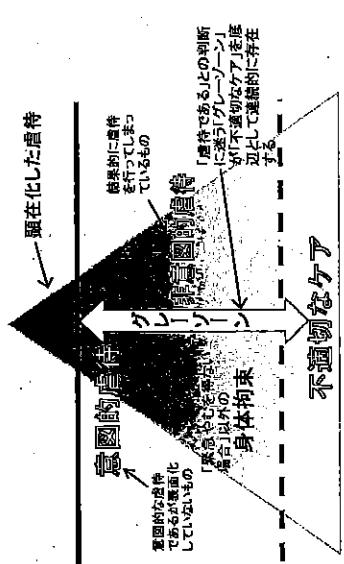
●必ず市町村や県の対応

通報を受けた市町村は、事実確認を行い、県に報告するどもに、県や市町村は、立入検査、勧告、改善命令など関係法令による権限を適切に行使して虐待の防止と高齢者の保護を図ります。(通報の秘密は守られます。)

(高齢者虐待防止法第22条~第24条)

## 養介護施設や事業所から高齢者虐待をなくすために

「不適切なケア」の段階で、「虐待の芽」を摘み取り組みが大切です



(県民健康安全条例調査を人トームフォーラー財團監修が作成した資料(2005年7月に平成17年7月))

図のように、虐待が頭在化する前に、「不適切なケア」を底辺に、表面化していない虐待やその周辺の「グレーゾーン」の行為が、連続的に存在しています。

養介護施設等では、ささいな「不適切なケア」の存在が放置されると、それが蓄積され、拡大されて、明らかな虐待につながっていくといえます。

## 高齢者虐待・不適切なケアの防止策

### チームアプローチの充実

- ・Jリーダーの役割の明確化
- ・チームでの意思決定の仕組みの明確化
- ・倫理観とコンプライアンスを

・「利用者本位」の大原則の確立  
・職業倫理・専門性に関する学習の徹底  
・身体拘束を行わないケアや虐待を防止する方法の学習

### ケアの質の向上

- ・認知症にに関する正しい理解
- ・アセスメントとその活用方法の実践的学習
- ・認知症ケアに関する知識の共有

(施設・事業所における高齢者虐待防止学習チラシ)社会福祉法人東邦社会医療研究会山台センターを参考に作成)

「虐待かもしれない！」と思ったら……ひとりで悩まず  
市町村の担当窓口又は地域包括支援センターへご相談ください。

発行 平成25年4月 福岡県保健医療介護部高齢者支援課・介護保険課

(身体拘束に関する説明書・経過観察記録(参考例))

〔身体拘束ゼロへの手引き〕厚生労働省、2001年)

【記録1】

緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書

○○○○様

- 1 あなたの状態が下記のABCをすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間等において最小限度の拘束を行います。
- 2 ただし、解除することを目標に就意検討を行うことを約束いたします。

記

A 入所者(利用者)本人又は他の人所者(利用者)等の生命又は身体が危険にさらされるる可能性が著しく高い、
B 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない、
C 身体拘束その他の行動制限が一時的である、

個別の状況による 拘束の必要な理由				
身体拘束の方法 (場所、行為(部位・内容))				
拘束の時間帯及び時間				
特記すべき心身の状況				
拘束開始及び解除の 予定	月 日 時から 月 日 時まで			
上記のとおり実施いたします。				
平成 年 月 日	施設名 代表者 記録者	印 印		
(利用者・家族の記入欄)				
上記の件について説明を受け、確認いたしました。				
平成 年 月 日	氏名 (本人との続柄)	印		

様式1

事業所⇒市町村→支部→監査指導係

令和 年 月 日

福岡県介護保険広域連合長 殿

担当者名
連絡先

]による被災状況報告

## 1 事業所概要

サービス種別	事業所名	事業所番号	所在地	被災月日

## 2 人的被害 (ある・ない)\*「ある」場合は、以下を記入してください。

(1) 入所者 (ある・ない)*「ある」場合は、以下を記入してください。		
原 因	被 害 内 容	対 応
(2) 職員等 (ある・ない)*「ある」場合は、以下を記入してください。		
原 因	被 害 内 容	対 応

## 3 物的被害 (ある・ない)\*「ある」場合は、以下を記入してください。

(1) 建物 (ある・ない)*「ある」場合は、以下を記入してください。		
原 因	被 害 内 容	対 応
(2) その他 (ある・ない)*「ある」場合は、以下を記入してください。		
原 因	被 害 内 容	対 応

## 4 運営への影響 (ある・ない)\*「ある」場合は、以下を記入してください。

--

## 5 被害概算額・保険の状況

--

## ① 報告の期日

災害が発生した場合には、直ちに報告してください。

## ② 2次災害の防止等について

入所者の安全確保等について適切な対応を行ってください。

## ③ 被災状況の記録について

写真等により被災状況を的確に記録してください。(後日提出をお願いする場合があります。)

## ④ 被害概算額について

5の被害概算額が不明の場合は、「不明」と記入し、見積り等により金額が判明次第報告してください。

様式1

事業所⇒市町村→支部→監査指導係

令和 年 月 日

福岡県介護保険広域連合長 殿

## 記載例

担当者名	
連絡先	

台風〇〇号

による被災状況報告

## 1 事業所概要

サービス種別	事業所名	事業所番号	所在地	被災月日

## 2 人的被害 (ある・ない)\*「ある」場合は、以下を記入してください。

(1) 入所者	(ある・ない)*「ある」場合は、以下を記入してください。
原因	被害内容 対応

(2) 職員等	(ある・ない)*「ある」場合は、以下を記入してください。
原因	被害内容 対応

## 3 物的被害 (ある・ない)\*「ある」場合は、以下を記入してください。

(1) 建物	(ある・ない)*「ある」場合は、以下を記入してください。
原因	被害内容 対応

(2) その他	(ある・ない)*「ある」場合は、以下を記入してください。
原因	被害内容 対応

## 4 運営への影響 (ある・ない)\*「ある」場合は、以下を記入してください。

- エレベーターが停止し(閉じ込められた者なし)、一時利用できなくなったが、復旧済み。
- 停電により、地下水ポンプ(入浴用)が作動せず、上水道で対応した。その後復旧済み。
- ガス管の破損により、給湯器が使用できず、調理を予定どおりできなかったため、昼食時間が遅れた。復旧済み。

## 5 被害概算額・保険の状況

- 業者の概算見積りで、建物(屋根)500,000円、フェンス300,000円程の見込み。  
保険金で対応予定。

## ① 報告の期日

災害が発生した場合、直ちに報告してください。

## ② 2次災害の防止等について

入所者の安全確保等について適切な対応を行ってください。

## ③ 被災状況の記録について

写真等により被災状況を的確に記録してください。(後日提出をお願いする場合があります。)

## ④ 被害概算額について

5の被害概算額が不明の場合は、「不明」と記入し、見積り等により金額が判明次第報告してください。

## 防火安全対策

### 消防用設備等設置義務

※詳細は、管轄の消防署に問い合わせてください。

	【消防法施行令 別表第1(6)項口】	【消防法施行令 別表第1(6)項ハ】	
地域密着型サービスの種別	グループホーム 地域密着型特定施設 地域密着型特養	小規模多機能型居宅介護 及び看護小規模多機能型 居宅介護（※避難が困難 な要介護者を主として入 居（宿泊）させるものに 限る。）	認知症デイ 地域密着型通所介護
防火管理者の選任	収容人員10人以上	収容人員30人以上	
防火管理者の資格	延べ面積に関係なく甲種	延べ面積が 300m <sup>2</sup> 未満→乙種 300m <sup>2</sup> 以上→甲種	
スプリンクラー設備の設置	延べ面積に関係なく設置  ※1 延べ面積が1000m <sup>2</sup> 未満の施設では水道を利用した「特定施設水道連結型スプリンクラー設備」を設置することも可。 ※2 デイサービスにおいて「お泊りデイ」を行う事業所については、宿泊利用者のうち要介護3以上の利用者の占める割合が50%以上の場合は設置が必要。（※管轄の消防署に要確認）	平屋建て以外で延べ面積原則：6000m <sup>2</sup> 以上	
猶予期間	平成30年3月31日まで（上記報知設備と通報装置の連動含む）		

### 消防用設備等の点検の種類と期間

総合点検	1年に1回の実施
機器点検	6か月に1回の実施

### 消火訓練及び避難訓練

消火訓練及び避難訓練	年2回以上の実施
------------	----------

- ・ 防火管理者は、…（略）…防火管理に係る消防計画を作成し、これに基づいて消火、通報及び避難の訓練を定期的に実施しなければならない。（消防法施行令第4条第3項）
- ・ 防火管理者は、…（略）…防火管理に係る消防計画を作成し、…（略）…その旨を所轄消防長（消防本部を置かない市町村においては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長に届け出なければならない。（消防法施行規則第3条第1項）
- ・ …（略）…防火管理者は、令第四条第三項の消火訓練及び避難訓練を年二回以上実施しなければならない。（消防法施行規則第3条第10項）
- ・ …防火管理者は、…消火訓練及び避難訓練を実施する場合には、あらかじめ、その旨を消防機関に通報しなければならない。（消防法施行規則第3条第11項）

## 感染症対策等について

高齢者は、感染症等に対する抵抗力が弱く、また、罹患することにより重篤化しやすいことから、特に注意が必要であり、介護サービス事業所においては、感染症の発生及び蔓延の防止について必要な措置を講じる必要があります。

下記のホームページは、感染症対策等に関する厚生労働省等のホームページになりますので、最新の情報を随時確認し、事業所での対策に役立ててください。

また、県及び各保険者のホームページ等にも、各種情報が掲載されていますので、参考にしてください。

### 1 衛生管理

○社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について

(平成 17 年 2 月 22 日老発第 0222001 号厚生労働省老健局長等連盟通知)

○厚生労働省 高齢者介護施設における感染対策マニュアル (2019 年 3 月)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/ninchi/index\\_0003.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/ninchi/index_0003.html)

### 2 新型インフルエンザ関連

○厚生労働省：新型インフルエンザ A(H1N1) pdm09 対策関連情報

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/>

新型インフルエンザの発生・流行に備え、各事業所においても実際に新型インフルエンザが発生したときに適切に対応できるよう「事業継続計画」を策定してください。

○内閣官房：新型インフルエンザ等対策

<http://www.cas.go.jp/influenza/index.html>

○厚生労働省：特定接種（国民生活・国民経済安定分野）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108661.html>

### 3 ノロウイルス

○厚生労働省：感染性胃腸炎（特にノロウイルス）について

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/norovirus/>

○厚生労働省：ノロウイルスに関するQ&A

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/shokuhin/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html)

### 4 インフルエンザ

○厚生労働省：平成 30 年度 今冬のインフルエンザ総合対策について

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/influenza/index.html>

○厚生労働省：インフルエンザ施設内感染予防の手引き（平成 25 年 1 月改訂）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/dl/tebiki.pdf>

○厚生労働省：平成 30 年度インフルエンザ Q&A

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/qa.html>

### 5 結核

○厚生労働省：結核（BCG ワクチン）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/kenkou\\_kekkaku-kansenshou03/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou_kekkaku-kansenshou03/index.html)

### 6 レジオネラ症

○厚生労働省：レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針（厚生労働省告示第 264 号）

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/legionella/030725-1.html>

### 7 食中毒

○厚生労働省：食中毒

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/shokuhin/syokuchu/](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/syokuchu/)

## 8 麻しん（はしか）・風しん

○厚生労働省：麻しんについて

[https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/kenkou/kekkaku-kansenshou/measles/index.html](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekkaku-kansenshou/measles/index.html)

○厚生労働省：風しんについて

[https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/kenkou/kekkaku-kansenshou/rubella/](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekkaku-kansenshou/rubella/)

## 9 熱中症

○厚生労働省：熱中症関連情報

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/kenkou/nettyuu/](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/nettyuu/)

○厚生労働省：熱中症予防のために（リーフレット）

[http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-10901000-Kenkoukyoku-Soumuka/nettyuu\\_leaflet26.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-10901000-Kenkoukyoku-Soumuka/nettyuu_leaflet26.pdf)

## 10 ヒートショック

○ヒートショックを予防しましょう

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/heatshock2.html>

○東京都健康長寿医療センター研究所：ヒートショックを予防しましょう（リーフレット）

[http://www.tmg.hig.jp/research/cms\\_upload/heatshock.pdf](http://www.tmg.hig.jp/research/cms_upload/heatshock.pdf)

## 11 口腔ケア等について

○8020 推進財団

<http://www.8020zaidan.or.jp/index.html>

## 12 H I V／エイズについて

○厚生労働省：H I V／エイズ予防対策

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/kenkou/kekkaku-kansenshou/aids/](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekkaku-kansenshou/aids/)

## 13 大気汚染（PM2.5、光化学オキシダント等）

○福岡県：福岡県の大気環境状況

<http://www.fishes.pref.fukuoka.jp/taiki-new/Jiho/OyWbJiho01.htm>

○福岡県：微小粒子状物質（PM2.5）に係る注意喚起について

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/pm25-tyuuikanki.html>

○福岡県：【随時更新中】光化学オキシダント情報

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/ox-info.html>

○北九州市：PM2.5とは

<http://www.city.kitakyushu.lg.jp/kankyou/00600065.html>

○北九州市：黄砂について

<http://www.city.kitakyushu.lg.jp/kankyou/00600300.html>

○福岡市：福岡市 PM2.5 予測情報

<http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-hozen/life/kankyochozen/PM25information.html>

○福岡市：福岡市黄砂情報

[http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-hozen/life/kankyochozen/kousajouhou\\_2\\_2.html](http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-hozen/life/kankyochozen/kousajouhou_2_2.html)

○久留米市：PM2.5・光化学オキシダント

<http://www.city.kurume.fukuoka.jp/1050kurashi/2100kankyougomi/3143pm25/>

## 介護保険関連情報の把握について

令和元年度介護報酬改定関係法令の施行等以降も、国からはQ&Aが発出されており、介護サービス事業所の皆様においては常に確認し最新の情報を把握する必要があります。

介護保険に関する情報は下記ホームページに掲載されていますのでご確認ください。

なお、広域連合ホームページには、広域連合からのお知らせだけでなく、国・県からの通知なども掲載しておりますので、定期的にご確認ください。

### 1 広域連合からのお知らせ

広域連合から事業所への連絡（加算の届出の周知など）や国・県からの通知などを掲載しています。

（掲載箇所）

福岡県介護保険広域連合（トップページ）→～介護保険事業所及び医療機関の方～各種通知について（情報提供）

<http://www.fukuoka-kaigo.jp/trader/index.html>

福岡県介護保険広域連合（トップページ）→新着情報

<http://www.fukuoka-kaigo.jp/new/>

### 2 介護保険最新情報

厚生労働省から発出している介護保険の最新情報です。制度改正時や災害時などに頻繁に情報が提供されます。

（掲載箇所）

福岡県ホームページ（トップページ）→健康・福祉→介護→介護保険→

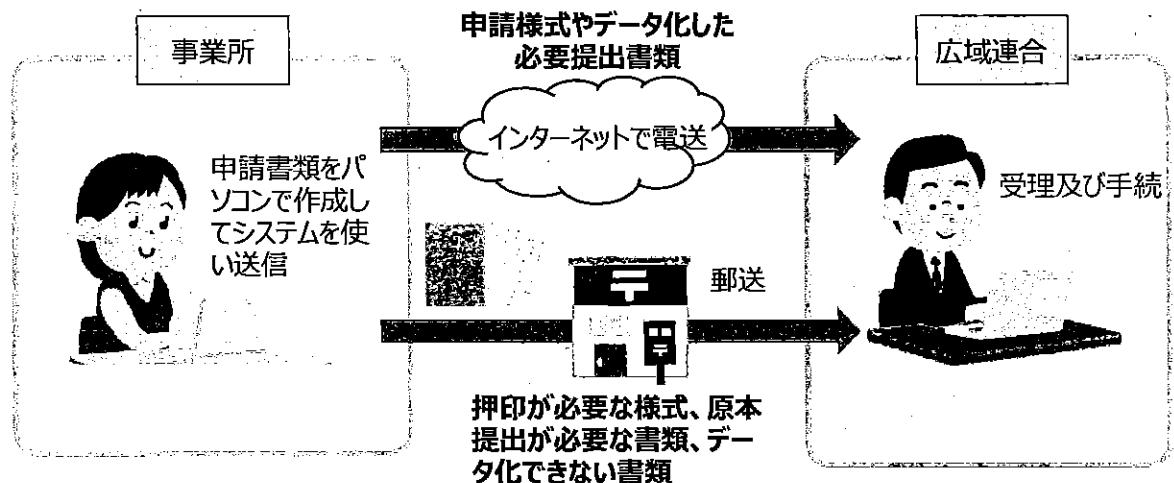
「一般情報」→【令和元年度】介護保険最新情報 Vol.715 以降

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kaigo-saishinjouhou-h31.html>

## ● 福岡県介護保険広域連合 事業者用電子申請システム（新規・更新申請）について

平成31年2月より、処遇改善加算の申請については電子申請システムを導入しましたが、この度、新規申請と更新申請についても、インターネットによる電子申請により申請をお願いいたします。なお、これにより、地域密着型サービスの申請手続については、市町村窓口へ3部書類を提出する必要がなくなります。

### 1. 申請システムの概要



### 2. 申請の対象となるサービス事業所

地域密着型サービス（地域密着型介護予防サービス）事業所及び居宅介護支援事業所

### 3. 手続き方法について

- ① 地域密着型サービス事業所については地域密着型サービス委員会により承認を受けた後、広域連合から指定更新（新規指定）申請手続きのご案内の文書を納付書とともに送付します。
- ② 各事業所へ割り振られたログインIDとパスワード（※）を用いて申請システムにログインしてください。  
※ ログインIDとパスワードについては地域密着型サービス事業所は処遇改善加算の申請の時に使用しているログインIDとパスワードを使用してください。居宅介護支援事業所については、直近で指定更新がある事業所については更新手続きのご案内の文書に同封し、それ以外の事業所については本年度中に一斉に送付します。紛失しないように管理をお願いします。また、新規の事業所については申請書の提出を広域連合から依頼する時にお渡しします。
- ③ 申請書類を作成して、インターネットにて申請書類のデータ及び事業所が保有する提出必要書類のうち、データで送付できるものを送信します。（操作方法のマニュアルについては、システム内に掲載予定です。）
- ④ 申請書のうち押印が必要なもの、原本での提出が必要なもの、事業所が保有する提出必要書類のうち、書類で送付するものについては広域連合本部まで郵送願います。併せて指定期日までに新規または更新手数料を金融機関にてお支払い願います。
- ⑤ データの送信及び郵送の確認及び納付の確認ができ次第指定更新（新規申請）の審査・手続を行います

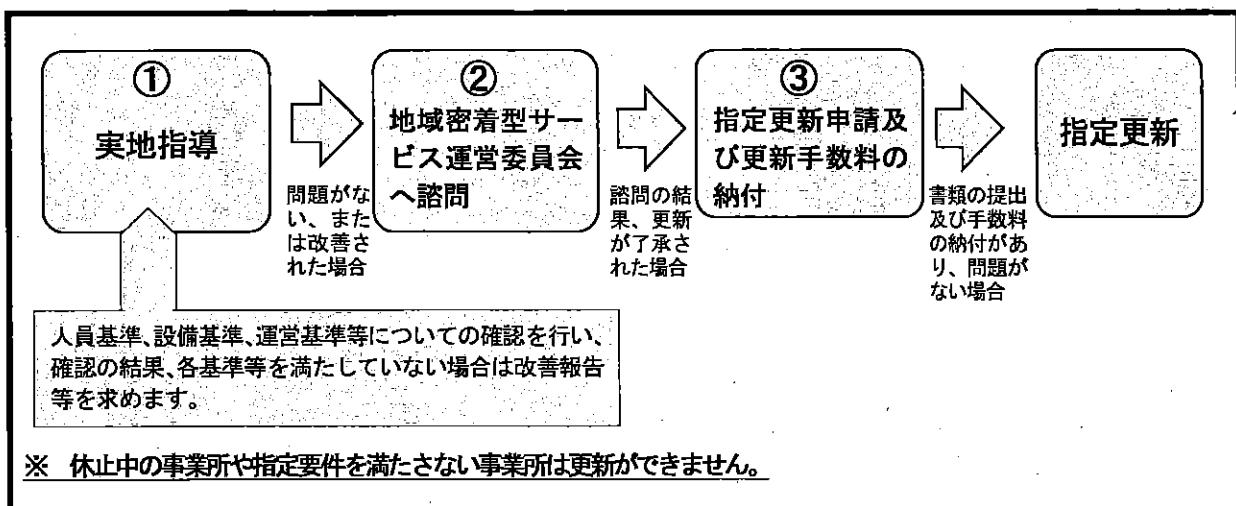
お願い：初回ログイン時にメールアドレスを登録していただいた後、このシステムに関するお知らせ等はそのメールアドレスへ送付します。ログインIDとパスワードを受け取ったら、まずログインの手続きをとってください。地域密着型サービス事業所でまだ初回ログインを行っていない事業所はなるべく早くログイン願います。

# 福岡県介護保険広域連合地域密着型サービス事業者指定更新申請手続について

## 1 指定更新の概要

- ① 介護保険事業所の指定有効期間については、新規指定された日または指定更新された日から6年間となっています。
- ② 原則として、指定有効期間満了日までに更新を受けなければ、その指定有効期間の経過によって指定の効力を失います。そのため、円滑な指定更新申請手続が行えるように書類提出期限の厳守、現地調査等につきまして、ご協力願います。
- ③ 地域密着型サービス事業所の指定更新の手続きの手順につきましては、従来行っていた最初に事前協議書を提出いただいてから現地調査を行い、その後地域密着型サービス運営委員会へ諮詢する方法から、まずは実地指導を行い、実地指導での指摘事項の改善が確認された後に地域密着型サービス運営委員会へ諮詢を行う方法へ本年度から変更しています。

### 指定更新申請方法



### ① 実地指導

指定有効期間満了月のおおよそ1年前を目途に、更新予定の事業所へ事業課監査指導係から実地指導の実施の通知を行います。同時に実地指導に関する事前提出資料の作成を依頼しますので、期限までに提出をお願いします。

実地指導では当該事業所が地域密着型サービス事業所及び地域密着型介護予防サービス事業所として適正な事業運営ができているか等の事項について確認を行います。また人員基準、設備基準、運営基準等の指定基準を満たしているか等の事項についても併せて確認を行います。

実地指導時には、事業所の管理者及び介護計画の内容がわかる従業員（例：計画作成担当者など）の立会いを求めます。なお、実地指導の結果、上記の基準を満たしていない事項やその他の指摘事項がある場合は、後日公文書にて結果の内容をお知らせしますので、期限までに改善報告をお願いします。改善が確認できるまで地域密着型サービス運営委員会への諮詢はできませんのでご注意願います。

### ③ 指定更新申請及び更新手数料の納付

地域密着型サービス運営委員会へ諮詢を行い、諮詢の結果、指定更新が了承された場合は事業所へ連絡するとともに、遅くとも指定更新月の3ヶ月前の月末まで（例：指定更新日が4月1日の場合は1月31日まで）に指定更新申請書の提出を依頼する文書を送付いたします。なお、指定更新を行う事業所が集中する月においては、それより前に通知する場合もありますのでご了承願います。

また、更新にあたり現地調査から実地指導を行う方式へ切り替えた事業所からは、更新申請の手続きに関しては、電子申請システムを用いた指定更新申請を予定していますのでご協力をお願いします。併せて、申請の依頼文書の中に指定更新手数料の納付書も同封していますので、期限までに当広域連合の指定金融機関でお支払いいただくようお願いします。

## 2 指定の有効期間について

- 平成14年4月1日以降に指定もしくは指定を受けた事業所は、当該指定（更新）日から6年を経過する日が「更新期限」となり、その翌日が「更新年月日」となる。

指定（更新）年月日	更新期限	更新年月日 (指定有効期間満了日の翌日)
平成24年5月1日	平成30年4月30日	平成30年5月1日
平成25年6月1日	令和元年5月31日	令和元年6月1日
平成26年7月1日	令和2年6月30日	令和2年7月1日
平成27年8月1日	令和3年7月31日	令和3年8月1日
平成28年9月1日	令和4年8月31日	令和4年9月1日
平成29年10月1日	令和5年9月30日	令和5年10月1日
平成30年11月1日	令和6年10月31日	令和6年11月1日

## 3 指定申請等手数料について

福岡県介護保険広域連合では、受益者負担の観点から、平成20年1月議会で手数料条例の制定を行い、地域密着型サービス事業者及び地域密着型介護予防サービス事業者が指定又は指定更新を行うに際して、手数料を徴収することとしました。

### 1 手数料の金額及び徴収時期

#### ① 新規指定

金額	30,000円
徴収時期	指定予定日の前々月の末日まで

#### ② 指定更新

金額	20,000円
徴収時期	指定の更新予定日の前々月の末日まで

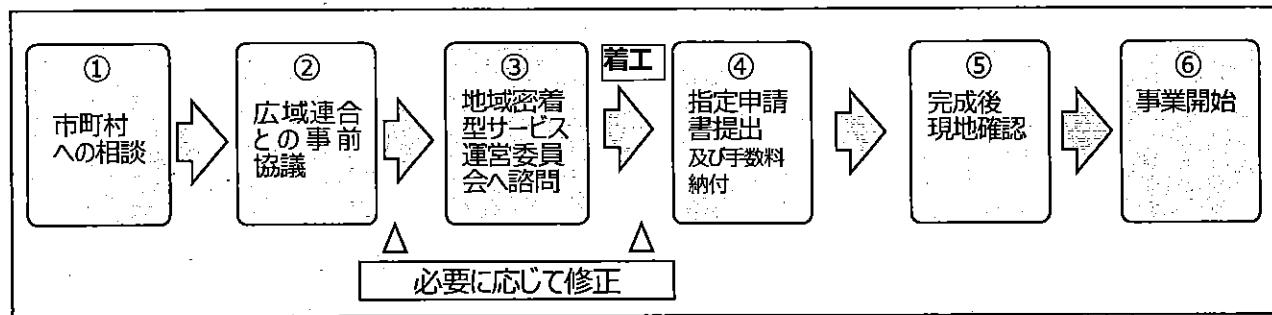
- 注1 指定地域密着型介護予防サービス事業者指定申請手数料は、同種の指定地域密着型サービス事業者の指定の申請に対する審査を同時に行う場合は、納付の必要はありません。
- 2 指定地域密着型介護予防サービス事業者指定更新申請手数料は、同種の指定地域密着型サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査を同時に行う場合は、納付の必要はありません。
- 3 所在地が、福岡県介護保険広域連合の区域外にある事業所に係る指定地域密着型サービス事業者指定申請手数料、指定地域密着型サービス事業者指定更新申請手数料、指定地域密着型介護予防サービス事業者指定申請手数料及び指定地域密着型介護予防サービス事業者指定更新申請手数料は徴収しない。

### 2 納付方法

- (1) 手数料の納付がない場合、申請書の審査が行えませんので、ご留意ください。
- (2) この手数料は申請の審査のための手数料です。指定ができない場合又は指定更新ができない場合も返還できませんので、あらかじめご了承ください。
- (3) 手数料は、広域連合が送付した納付書にて納入期限までにお支払いください。

## 2 新規指定の概要（地域密着型サービス事業所等）

### 1 新規指定の概要



#### ① 市町村への相談

地域密着型サービス事業所等の新規指定については、広域連合への指定の手続きを行う前に事業所を開設する予定の市町村窓口へ必ず相談をお願いします。新規指定までには委員会諮問や工事等、相応の時間を要しますので、余裕をもってご相談願います。特に総量規制のある認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護および地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護につきましては、事業計画上において、市町村毎に整備枠が決まっていますので、開設を希望する市町村に整備枠がない場合は開設できませんのでご注意願います。

#### ② 広域連合との事前協議

その後、広域連合との間で事前協議を行います。その中で、開設できる要件（法人が既に設立されている、開設する予定の土地や既存の建築物について取得または賃借の目途が立っている、建築予定の施設の図面が完成している、人員の配置の見通しが立っている、グループホーム等の法令により代表者に研修が義務付けられているサービスについてはその研修が修了しているか等）を確認します。

#### ③ 地域密着型サービス運営委員会への諮問

直近の地域密着型サービス運営委員会（年4回開催）に諮問します。着工後のは正は困難であることから、必ず諮問の結果、新規指定が承認されてから新築または改築の着工をお願いします。

#### ④ 指定申請書の提出と指定手数料の納付について

委員会承認後、指定申請書の提出についてご案内しますので、期日までの提出をお願いします。なお、今後の指定申請につきましては、インターネットによる申請を予定しています。併せて、納付書を送付しますので、期日までにお支払い願います。

#### ⑤ 完成後の現地確認

工事が完了し、事業所として利用できるような状態になった時点で、広域連合による現地確認を行い、設備、人員体制等において委員会への諮問時の内容と合致しているかの確認を行います。

また、運営規程、契約書、重要事項説明および各種マニュアル等の開設時から用意しておくべき書類の整備状況及び内容の確認等も行います。

#### ⑥ 指定及び事業開始

その後、当広域連合が新規指定の手続きを行います。事業所番号は発行次第お知らせします。なお、当広域連合の指定日は毎月1日となっています。月途中での指定は原則として行っていません。

# 地域密着型サービス事業者の指定内容の変更等について

## 1 指定内容の変更、事業の廃止・休止・再開について

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）で定める事項に変更があったとき又は事業を廃止・休止・再開するときは、広域連合本部事業課指定係まで所定の書類を届け出してください。

なお、廃止・休止・再開届を提出する際は、必ず事前に広域連合本部事業課指定係に連絡してください。

(1) 変更届出書の提出に際しては、以下の点に注意してください。

- ① 該当サービス事業の「変更届出書チェック表」に従い、「変更届出書」にもれなく記入し、添付書類を添付のうえ、速やかに（10日以内に）提出してください。なお、チェックした「変更届出書チェック表」も添付してください。
- ② 運営規程に記載している事項を変更した場合は、「運営規程の変更」として届け出してください。
- ③ 代表者・役員・管理者・計画作成担当者が異動した場合は、必ず届け出してください。
- ④ 移転、増築等で設備を変更する場合は、設備基準に合致しているかを確認する必要がありますので、必ず着手（移転）前に広域連合本部事業課指定係と協議してください。併せて、県土整備事務所へ「福岡県福祉のまちづくり条例」に適合しているか等を確認してください。
- ⑤ 事業所の譲渡や法人の合併等により、開設者が変更となる場合は、変更届では処理できません。  
従前の開設者からの廃止届と、新開設者からの指定申請書等の提出が必要となります。開設者が変更になる際は、事前に必ず事業所所在地市町村と協議してください。（ただし、有限会社、株式会社相互間の変更等、同一法人とされる変更を除きます。）
- ⑥ 市町村合併に伴って、事業所の運営規程に規定する「通常の実施地域（送迎地域）」に変更が生じた場合にも、変更届を提出してください。
- ⑦ 次のような変更については、変更届出書の提出は不要です。

ア 介護報酬改定に伴う利用料金の変更

イ 市町村合併に伴う事業所（施設）・主たる事務所・代表者・役員・管理者・計画作成担当者の住所変更

ウ 運営規程に記載している従業者数の変更

エ 代表者・役員・管理者・計画作成担当者以外の従業者の変更

看護職員、介護職員、生活相談員及び機能訓練指導員など資格等を要する職種に異動があった場合は、必ず当該資格証等を確認し、その証書類の写しを保存しておいてください。また、出勤簿や給与台帳、勤務割表等、事業者に関する諸記録も、必ず整備・保存しておいてください。

ただし、加算算定に必要な要件を満たす職員の異動等により、加算要件を満たさなくなった場合は、速やかに変更届出書を提出してください。

(2) 事業の廃止・休止・再開をしようとするときは、次の点に留意するとともに、あらかじめ広域連合本部事業課指定係に連絡してください。

- ① 「廃止・休止・再開届出書チェック表」に従い、届出書にもれなく記入し、必要書類を添付のうえ、広域連合本部事業課指定係に提出してください。

※ 廃止又は休止しようとする時は、必ずその1か月前までに届出を行ってください。

再開については、再開する日の2か月前までに広域連合本部事業課指定係と協議してください。

- ② 廃止・休止の際は、あらかじめ担当の介護支援専門員や広域連合本部事業課指定係に廃止・休止の予定日を連絡し、現にサービスを受けている利用者が同等のサービスを引き続き受けることができるよう、適切な措置を講じてください。

- ③ 事業の休止は、再延長も含めて最長でも1年間とします。1年以内に再開が見込まれない場合は、休止届ではなく廃止届を提出してください。

- (3) いわゆる「加算」及び「減算」に影響する体制を変更する場合については、サービス事業ごとに届出内容が異なりますので、それぞれのサービス事業ごとの「介護給付費算定に係る体制等に関する届出に必要な添付書類チェック表」に従い、提出期限に注意し変更届を広域連合本部事業課指定係に提出してください。

なお、内容に不備がある場合は受理できませんので、早めに提出願います。

## 2 業務管理体制の整備及び届出について（届出事項の変更）

法人名称や主たる事務所の所在地等、変更した項目によっては、通常の変更届とは別に、業務管理体制に係る変更届が必要となります。

## 3 外部評価の実施に係る申請について

平成27年4月に外部評価の実施方法が一部改正され、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)については、自己評価及び運営推進会議等にて外部評価を行うようになりました。

グループホームについては、従来通り外部機関に委託して外部評価を行い、結果を市町村に提出し、要件を満たせば実施の免除申請が出来ます(承認された年度の翌年度は外部評価を行いますのでご注意ください)。

## 4 代表者・管理者・計画作成担当者が受講すべき研修について

事業者が指定を受ける際(指定を受けた後に代表者・管理者・計画作成担当者の変更の届出を行う場合を含む)には、次のとおり研修を修了することが必要となります。

### (1) 代表者

小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護及び看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)については、「認知症対応型サービス事業開設者研修」

### (2) 管理者

認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護及び看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)については、「認知症対応型サービス事業管理者研修」

### (3) 計画作成担当者(小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)は「介護支援専門員」)

小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)については、「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」

認知症対応型共同生活介護については、「実践者研修」又は「基礎課程」

## 5 Eメールアドレスの登録について

福岡県介護保険広域連合では、重要な連絡等について迅速かつ確実に情報提供できるよう、法人で所有のEメールアドレスの登録をお願いしております。すでに登録されている事業所においても、Eメールアドレスの変更や廃止の状況になった場合には、広域連合へ届出が必要となります。登録届出書様式等はホームページからダウンロードすることができます。

## 6 夜間及び深夜に通所介護以外のサービスを提供する場合（認知症対応型通所介護事業所及び地域密着型通所介護事業所のみ）

○通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に通所介護以外のサービス（以下「宿泊サービス」という。）を提供する場合には、当該サービスの内容をサービス提供開始前に広域連合本部事業課指定係へ届け出してください。

届け出た宿泊サービスの内容に変更がある場合は10日以内に、また、宿泊サービスの休止又は廃止をする場合は、その日の1月前までに、広域連合本部事業課指定係に届け出してください。

※都道府県は情報公表制度を活用し、宿泊サービスの内容を公表しますので、宿泊サービスの届出内容に係る介護サービス情報を都道府県に報告してください。

## 地域密着型介護サービス費の請求に関する手引き

地域密着型介護サービス費の請求に関する事項については、現在の体制を変更しようとする場合にあらかじめ届け出る必要があります。

次の要領に従い、封筒表面に「地域密着型介護サービス費に係る届出書在中」と朱書きの上、郵送願います。

また、期限後の提出や、期限内の提出であっても内容等に不備がある場合は受理できませんので、お早めに提出願います。(加算に係る事項については、一切、遡及はしませんので、ご注意ください。)

なお、加算及び減算に係る届出については、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出に必要な添付書類チェック表」に従い、必要な書類を提出してください。算定不可の場合も、チェック表に表記している『共通事項』の書類が必要ですのでご注意ください。

### 加算に係る事項

#### 1 書類の提出期限について

介護職員処遇改善加算を除き、下記サービス区分に従い、算定開始月の前月15日または算定開始月の初日までに広域連合本部事業課指定係必着。

サービス区分	届出日	加算算定開始月	(例)
○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○(介護予防) 認知症対応型通所介護 ○(介護予防) 小規模多機能型居宅介護 ○看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス) ○地域密着型通所介護	毎月15日以前	翌月	(5月1日から 算定の場合) 4月15日締切
	毎月16日以降	翌々月	
○(介護予防) 認知症対応型共同生活介護 (短期利用型を含む。) ○地域密着型特定施設入居者生活介護 ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	届出受理日が 月の初日	当該月	(5月1日から 算定の場合) 5月1日締切
	届出受理日が 月の初日以外	翌月	

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月31日老計発第0331005号 老振発第0331005号 老老発第0331018号 厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知)

#### 第一 届出手続きの運用

##### 1 届出の受理

###### (5) 届出に係る加算等の算定の開始時期

## 2 提出書類

### 【共通事項】

- ・変更届出書（様式第2号（第4条関係））
- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-2）
- ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3）
- ・サービスの内容及び利用料その他の費用の額を記載したもの。  
(運営規程や重要事項説明書等介護給付費算定に係る体制等の変更に伴い改正したもの。)
- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出に必要な添付書類チェック表

### 【算定体制ごとの個別事項】

介護給付費算定に係る体制等に関する届出に必要な添付書類チェック表に記載の書類を添付してください。

※算定要件を満たさなくなった場合は、速やかに、上記の【共通事項】の書類を提出して下さい。

### ○地域区分

現在、広域連合内全ての市町村の地域区分は、「その他（0% 単価10円）」です。

### 《介護給付費算定関連通則》

- 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平18.3.14厚生労働省告示第126号）平31.3.28厚生労働省告示第101号
- 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平18.3.31老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号）平30老高発0322第2号・老振発0322第1号・老老発0322第3号/平30老高発0330第6号・老振発0330第3号・老老発0330第2号
- 厚生労働大臣が定める地域密着型サービス費の額の限度に関する基準（24.3.13厚生労働省告示第119号）

## 介護サービス事業者の業務管理体制の整備及び届出について

平成 20 年の介護保険法改正により、平成 21 年 5 月 1 日から、介護サービス事業者（以下「事業者」といいます。）は、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられました。事業者が整備すべき業務管理体制は、指定又は許可を受けている事業所又は施設（以下「事業所等」といいます。）の数に応じ定められており、また、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を、国、都道府県又は保険者に、遅滞なく届け出ることとされました。（最初の届出の期限は、平成 21 年 10 月 31 日）

### 1 事業者が整備しなければならない業務管理体制

（介護保険法第 115 条の 32・介護保険法施行規則第 140 条の 39）

整備の内容 業務管理体制の 内容	業務執行の状況の監査を定期的に実施		
	法令遵守規程（業務が法令に適合することを確保するための規程）の整備 法令遵守責任者（法令を遵守するための体制の確保に係る責任者）の選任		
事業所等の数	1 以上 20 未満	20 以上 100 未満	100 以上

- 事業所の数には、介護予防を含みます。例えば、訪問看護と介護予防訪問看護を併せて行っている事業所は、2 とカウントします。
- 介護保険法第 71 条の規定に基づき、保険医療機関又は保険薬局の指定があったとき、介護保険法の事業所（居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーション）の指定があったとみなされる場合は、事業所の数に含みません。
- 新しい総合事業における介護予防・生活支援サービス事業は、事業所等の数に含みません。

### 2 届出事項（介護保険法施行規則第 140 条の 40）

届出事項	対象となる介護サービス事業者
①事業所の ・名称（法人名） ・主たる事務所（本社・本部）の所在地 ・代表者の氏名、生年月日、住所、職名	すべての事業者
②「法令遵守責任者」の氏名、生年月日等	すべての事業者
③「法令遵守規程」の概要	事業所等の数が 20 以上の事業者
④「業務執行の状況の監査」の方法の概要	事業所等の数が 100 以上の事業者

### 3 届出先 (介護保険法第 115 条の 32・介護保険法施行規則第 140 条の 40)

区分	届出先
① 事業所等が 2 以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働大臣 (事業所等が 2 以下の地方厚生局管内に所在する場合は、事業者の主たる事務所が所在する都道府県知事)
② 地域密着型サービス事業 (介護予防を含む。) を行う事業所であって、すべての事業所等が同一市町村内に所在する事業者	市町村長 (福岡県介護保険広域連合に加入している市町村は、福岡県介護保険広域連合)
③ ①、②以外の全事業者	都道府県知事 (福岡県の場合は、県庁介護保険課・所管の保健福祉環境事務所に提出) 指定都市の長 (福岡市・北九州市・久留米市に所在する場合)

### 4 届出事項の変更 (介護保険法第 115 条の 32・介護保険法施行規則第 140 条の 40)

※既に届出を済ませた事業者・法人であっても、以下の項目に変更があった場合は、業務管理制度に係る変更届（通常の変更届とは別）が必要となりますので、注意してください。

変更事項
1 法人名称 (フリガナ)
2 主たる事務所の所在地、電話、FAX 番号
3 代表者氏名 (フリガナ)、生年月日、所属及び職名
4 代表者の住所、職名
5 法令遵守責任者の氏名 (フリガナ)、生年月日、所属及び職名
6 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
7 業務執行の状況の監査の方法の概要

上記「3 届出先」の区分②に該当する事業者の届出先は、福岡県介護保険広域連合本部 事業課指定係 になります。

### 5 届出時点

#### (1) 事業所の新規指定に伴い届出が必要となる場合

⇒ 事業所の新規指定申請時に新規指定申請書類と共に提出してください。

#### (2) 事業所の変更届出に伴い変更が生じた場合

⇒ 事業所の変更届出時に変更届出書と共に提出してください。

#### (3) その他の場合

⇒ 届出及び変更の届出の必要が生じた時点ですぐに提出してください。

## 第1号様式(第2条・第4条関係)

受付番号

介護保険法第115条の32第2項(整備)又は第4項  
(区分の変更)に基づく業務管理体制に係る届出書

年 月 日

福岡県介護保険広域連合長 殿

事業者	名 称
	代表者氏名
	印

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

		事業者(法人)番号					
1 届出の内容							
(1) 法第115条の32第2項関係(整備)							
(2) 法第115条の32第4項関係(区分の変更)							
事業者	フリガナ						
	名 称						
	住 所 (主たる事務所の 所在地)	(郵便番号 一 ) 都 道 郡 市 府 県 区					
	連 絡 先	電話番号			FAX番号		
	法 人 の 種 別						
	代表者の職名・ 氏名・生年月日	職 名	フリガナ		生年 月 日	年 月 日	
	代表者の住所	(郵便番号 一 ) 都 道 郡 市 府 県 区 (ビルの名称等)					
3 事業所名称等及び 所在地		事業所名称	指定(許可)年月日	介護保険事業所番号(医療機関等コード)			所在
		計 力所					
4 介護保険法施行規 則第140条の40第1 項第2号から第4号に に基づく届出事項		第2号	法令遵守責任者の氏名(フリガナ)			生年月日	
		第3号	業務が法令に適合することを確保するための規程の概要				
		第4号	業務執行の状況の監査の方法の概要				
5 区分変更前行政機関名称、担当部(局)課							
事業者(法人)番号							
区分変更の理由							
区分変更後行政機関名称、担当部(局)課							
区 分 変 更 日		年 月 日					

(日本工業規格A列4番)

第2号様式(第3条関係)

受付番号

介護保険法第115条の32第3項に基づく  
業務管理体制に係る届出書(届出事項の変更)

年 月 日

福岡県介護保険広域連合長 殿

名 称  
事業者 代表者氏名 印

のことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者(法人)番号

変更があった事項

- |                             |                       |
|-----------------------------|-----------------------|
| 1、法人の種別、名称(フリガナ)            | 2、主たる事務所の所在地、電話、FAX番号 |
| 3、代表者氏名(フリガナ)、生年月日          | 4、代表者の住所、職名           |
| 5、事業所名称等及び所在地               |                       |
| 6、法令遵守責任者の氏名(フリガナ)及び生年月日    |                       |
| 7、業務が法令に適合することを確保するための規程の概要 |                       |
| 8、業務執行の状況の監査の方法の概要          |                       |

変更の内容

(変更前)

(変更後)

(日本工業規格A列4番)

福岡県介護保険広域連合指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する  
規則第2条ただし書に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡県介護保険広域連合指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する規則（平成19年規則第11号。以下「規則」という。）第2条ただし書について、規則第10条に基づき必要な事項を定めるものとする。

(該当する場合)

第2条 規則第2条ただし書に該当する場合は、次のとおりとする。

- (1) 再転入者で、転入前住民期間と再転入後住民期間を合算して3ヶ月以上になる場合
- (2) 転入後3ヶ月以上を経過している親族（民法第725条の規定による親族をいう。）から介護を受けるために転入した場合
- (3) その他必要やむを得ないと福岡県介護保険広域連合長（以下「広域連合長」という。）が認める場合

(承認申請の手続き)

第3条 指定地域密着型サービス事業者等（以下「事業者」という。）は、前条に該当すると思われる場合は福岡県介護保険広域連合指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する規則第2条ただし書該当承認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を広域連合長に提出するものとする。

(承認の可否の通知)

第4条 広域連合長は、事業者から前条の申請書が提出されたときは、第2条に該当するか確認のうえ、承認の可否を決定するものとする。広域連合長は、承認の可否について、福岡県介護保険広域連合指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する規則第2条ただし書該当承認通知書（様式第2号）により、事業者へ通知するものとする。

(委任)

第5条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

#### 附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

#### 参考

福岡県介護保険広域連合指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する規則  
(抜粋)

第2条 福岡県介護保険広域連合長（以下「広域連合長」という。）は、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定及び指定の更新に当たり、法第78条の2第8項及び第115条の12第6項に規定する条件として、福岡県介護保険広域連合を構成する市町村への転入後3ヶ月を経過しない者に対し、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスを行ってはならない旨の条件を付するものとする。ただし、広域連合長がこの条件を付することが困難であると認める特段の事由がある場合は、この限りでない。

様式第1号

年 月 日

福岡県介護保険広域連合長 様

所在地

法人名

代表者職名・氏名

印

福岡県介護保険広域連合指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する規則  
第2条ただし書該当承認申請書

下記の者について、福岡県介護保険広域連合指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する規則（平成19年規則第11号。以下「規則」という。）第2条ただし書に該当することの承認を申請します。

記

		事業所番号											
事業所（施設）		名 称											
		所在地											
被保険者	被保険者番号												
	氏 名												
	利用（入居）前住所												
	生 年 月 日	年 月 日											
	年 齢	歳	性 別	男	・	女							
	広域連合内の住民となった日	年 月 日											
	経過期間	箇月											
規則第2条ただし書に規定する条件を付することが困難な特段の事由													

記入担当者名		連絡先（電話）	
--------	--	---------	--